

総務省公害等調整委員会

ちよんせい

平成 30 年 8 月 第 9 4 号



 フォトコーナー



▲ 里山ガーデンの大花壇
(写真提供：神奈川県横浜市)



▲ 片男波海水浴場
(写真提供：和歌山県和歌山市)



▲ 高崎山自然動物園
(写真提供：大分県大分市)



▲ 友ヶ島灯台
(写真提供：和歌山県和歌山市)

フォトコーナー

目 次

特集記事「国と地方の連携」

－第 48 回公害紛争処理連絡協議会から－（平成 30 年 6 月 7 日開催）

会議概要	1
公害等調整委員会委員長あいさつ	2
公害等調整委員会委員長 荒井 勉 ※	
「大阪府における公害紛争処理制度 市町村研修会の報告」	4
大阪府公害審査会会長 福原 哲晃	
大阪府公害審査会委員 針原 祥次	

ネットワーク

最前線紹介 「ワンストップ」「3日以内」で対応中	14
神奈川県横浜市環境創造局大気・音環境課	

がんばってまーす 3年目の現状	16
大分県大分市環境対策課 田邊 竜一	

がんばってまーす 公害相談の対応を通じて感じたこと	18
和歌山県和歌山市環境政策課 清水 勇輔	

「明治 150 年」関連施策

明治の公害と公害紛争処理制度について	20
公害等調整委員会事務局総務課企画法規係 ※	

平成 29 年度公害等調整委員会年次報告	29
公害等調整委員会事務局 ※	

公害等調整委員会の動き	34
1 審問期日の開催状況（平成 30 年 4 月～6 月）	
2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成 30 年 4 月～6 月）	
公害等調整委員会事務局 ※	

都道府県公害審査会の動き	37
受付・終結事件の概要（平成 30 年 4 月～6 月）	
公害等調整委員会事務局 ※	

平成 30 年度公害紛争処理関係及び公害苦情相談員等ブロック会議の開催	43
公害等調整委員会事務局 ※	

公害紛争処理制度に関する相談窓口

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真

府内戦紙（写真提供：大分県大分市）

府内戦紙（ふないぱっちゃん）は、大分市民が誰でも参加できる新しい祭り文化をつくるべきとの声から生まれ、今年で 37 回を迎えた大分を代表する催しです。「府内（ふない）」とは大分の古い名称であり、武者姿や竜などをかたどった照明入りの山車（だし）が、夏の夜に鮮やかに浮かび上がる姿が「ぱっちゃん（めんこ）」を連想させることから命名され、「大分七夕まつり」初日の 8 月第 1 金曜日に行われています。

特集記事「国と地方の連携」

第 48 回公害紛争処理連絡協議会から

公害等調整委員会では、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、都道府県公害審査会会長等との情報・意見交換等の場として、「公害紛争処理連絡協議会」を毎年開催しています。今年度は、平成 30 年 6 月 7 日に、各都道府県公害審査会会長をはじめ 88 名の参加を得て、「第 48 回公害紛争処理連絡協議会」を中央合同庁舎第 4 号館 220 会議室で開催しました。

荒井勉 公害等調整委員会委員長より挨拶の後、川淵幹児 公害等調整委員会事務局長による「概況報告」、尾崎真美子 消費者庁消費者安全課事故調査室長による「家庭用コージェネレーションシステム等に関する事故等原因調査報告書について」の講演、齋藤清二 立命館大学総合心理学部特別招聘教授による「物語と対話に基づく紛争処理の解決」の講演をいただきました。

都道府県公害審査会からは、福原哲晃 大阪府公害審査会長及び針原祥次 同審査会委員による「大阪府における公害紛争処理制度市町村研修会」の報告がありました。また、針原委員からは、「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム事案の調停成立の報告」として、近隣の家庭用燃料電池コージェネレーションシステムによる低周波音の事案を題材に、当事者双方が持っている紛争解決の意欲をどのように調停成立へつなげるか、その苦労や工夫についてのお話をいただきました。中野和典 福島県公害審査会委員からは、「福島県の公害紛争処理の事例」として、事業場からの騒音、粉じんによる大気汚染の事案を題材に、当事者の歩み寄りを期待して調停受託の勧告を行った経験についてのお話をいただきました。

本号では、本協議会の情報交換等の内容をご紹介しますため、荒井勉 公害等調整委員会委員長による「開会あいさつ」、福原哲晃 大阪府公害審査会長及び針原祥次 同審査会委員による「大阪府における公害紛争処理制度市町村研修会の報告」を掲載します。

公害等調整委員会委員長あいさつ

公害等調整委員会委員長 荒井 勉

公害等調整委員会委員長の荒井でございます。本日の連絡協議会の開始に当たりまして、一言御あいさつを申し上げます。

本日は皆様大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。お集まりの皆様方には、日頃より公害紛争の迅速・適正な解決に多大なる御尽力をいただいておりますこと、また、当委員会の業務に対して御理解と御協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りして改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

御承知のとおり、最近の公害紛争の状況は、かつて深刻でありました産業型公害から都市型・生活環境型の紛争へと変化し、また、騒音による近隣紛争など身近な生活に関係する紛争の割合が大きくなっている傾向がみられ、公害紛争処理制度もそうした時代の変化に即した柔軟な対応が求められているところです。

当委員会としましては、本日の「公害紛争処理連絡協議会」や、各都道府県の公害紛争処理担当職員の方々に御出席頂いている「公害紛争処理関係ブロック会議」などにおきまして、公害紛争処理に係る様々な論点や最近の動向など、有意義な情報・意見交換を進めてまいりたいと考えているところですが、その他にも、当委員会からの情報提供や、皆様方が開催する研修会等への当委員会からの講師派遣等も含めて、今後とも、皆様方との緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

皆様ご存じのように、公害紛争については、都道府県、市区町村等における公害苦情相談、皆様方の都道府県公害審査会等における公害紛争処理、そして私どもの公調委における公害紛争処理と、この3つのルートが用意されているわけですが、この三者が役割を分担しつつ機能的に連携することによってはじめて、全体として期待される役割を果たせるものと考えており、三者の連携が必要不可欠であることは言うまでもありません。

例えば、皆様方の調停手続等を経た後に当委員会に責任裁定事件が申請された場合等につきましては、皆様方の調停手続中の様々な情報や対応等について個別に御教示いただくことが裁定事件の迅速・適正な解決にとって極めて有益であると思えますし、当委員会に申請されそうな事案がありましたら、事前に情報を御提供いただくことも大変有り難いことと考えております。

更には、皆様方が調停事件を処理するに当たり、「被害があるけれども因果関係に関する証拠が不十分であるため話ができない」、「事実関係を明らかにするためには専門的調査を要するため調停が難しい」などの事情により、当委員会の原因裁定あるいは責任裁定による紛争解決が望ましいと思われるような事案があった場合には、紛争当事者に当委員会における裁定手続の利用を示唆していただくことも、紛争の解決に効果的ではないかと考えているところでございまして、今後ともこうした御配慮をお願いしたいと思っております。

本日は、そうした連携を図る上で重要と思われる情報交換の観点から、消費者庁から最近の家庭用コージェネレーションシステムに関する事故原因調査報告書の御説明をいただき、続いて具体的な事案に基づく調停成立事例と研修会の御紹介、また、調停案受諾勧告まで御尽力いただきましたけれども残念ながら不成立となった事例の御紹介をいただき、最後に心理学の御専門のお立場からの対話の技法についてのお話を伺う予定です。盛り沢山でかつ、いずれもかなり密度の濃いお話が伺えるものと思われ、今後の皆様方、あるいは私どもの公害紛争処理にとって大いに参考になるものと考えております。

こうしたお話と皆様方との忌憚のない意見交換により、本日の連絡協議会が、公害事件処理を担当する皆様方と私達双方にとって有意義なものとなることを祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

「大阪府における公害紛争処理制度 市町村研修会の報告」

大阪府公害審査会会長 福原哲晃

大阪府公害審査会委員 針原祥次

大阪府公害審査会会長の福原でございます。

昨年9月に実施したこの研修会の肝というのは、実際に公害調停を担当した調停委員が、自ら関わった事件について、公害苦情を担当されている自治体職員の皆さんに、初めて直にご紹介するということでした。当日は、今回御報告する家庭用コジェネ事案1件を含めた3件（成立事案2件と不成立事案1件）について、3名の調停委員に御報告いただきました。

なぜこういう研修方法を考えたのかといいますと、昨年のこの連絡協議会（私も参加いたしました）で、公害紛争処理制度における調停について、どうすれば利用がもっと促進できるのかという議論がなされたのですが、議論を通して、公害苦情を現場で受けとめ対応しておられる自治体職員の皆さんと、公害審査会と、この両者の連携関係をどのように深めていくかということに行き当りました。帰阪して、早速考えたのがこの研修会でした。現場の自治体職員の皆さんは、実際に当事者の方から苦情の内容などを直接お聞きになっておられるわけですが、なかなか解決できない事案の場合、どのように解決の道筋に導いたらよいのかということに、迷われることもあると思います。そこで、自治体職員の方々に、この公害紛争処理制度の仕組みをしっかりと認識していただくと同時に、調停の場で、どういう形で紛争解決に向けて努力をしているのか、その生の実態を知っていただく必要があるのではないか、という思いでやらせていただいたのであります。

当日は、府内の各市町村から職員の皆様に多数御出席いただきましたが、その過半数が、担当者になって大体3年未満の方でした。職員の皆様が年々交代することもあると、この公害紛争処理制度について理解しておられない方も多く、というのが現状ではなかろうかと思えます。そういう意味で、担当になられてそれほど時間が経っていない方々に多数御参加いただけたのは非常に良かったと思っています。

資料4-p6にお示しておりますが、この研修の参加者の約96%の方が「大変参考になった」、「参考になった」という感想を持っておられます。また、具体的な事例紹介と、実際の紛争解決の経緯を聞くことができたこと、それがとても良かったということでした。これからは是非こういった形での研修をやってほしいという希望も多く、私共が狙った目的はかなり達成できたと思っています。参加者の方々から、こういった希望が多く寄せられましたので、同様の研修を、引き続き実施するよう検討して、さらにこの制度に対する理解がどんどん深まっていくようにしたいと思いますし、また、公害苦情の現場から審査会への架け橋の役割を参加された自治体職員の皆さんにやっていただけるように、これからも続けていきたいと思っています。

○針原委員

大阪府公害審査会委員の針原です。よろしく申し上げます。

この研修会の内容や、アンケートの集計結果等は、資料にお示ししたとおりですので、後

ほどご覧いただくこととしまして、この研修を主催した側の一人として、開催の経緯や、まとめ、私の所感などを述べたいと思います。

昨年の連絡協議会に福原会長も参加されて、大阪に帰ってきたところで、この研修会の話があったときに、公害苦情相談にあたっておられる自治体職員の方々に対して、審査会として何ができるのかな、ということを考えてわけです。

公害苦情相談に直接携わっている自治体職員の方々には、本当に大変だと思うんですね。例えば、工場の騒音が基準値を超えているような場合であれば、当然基準を超えているから、そんなことはしてはいけませんよという指導ができるわけなんですけど、法で定めた基準、条例の基準、色々な地方自治体の要綱の基準といった、各種の基準を守っている場合とか、あるいは低周波音のように、現在まだはっきりした基準がない問題について苦情が来た場合、その対応には非常に悩むだろうなと思います。そういう場合に、果たして双方の間に立って調整するようなことを自治体の担当者がしていいんだろうかということも考えなければならぬ。要するに、民と民の争いに役所の人が口を挟んでいいのかということで、これは正直な疑問だと思います。

こういった、行政指導の限界という問題について、この研修会で私からは、規制型の行政指導というのは一定限界があるけれども、調整型の行政指導というのはもうちょっと進んで踏み込んでいいんじゃないか、一定程度、調整型の行政指導はしてください、という話をしました。

ただ、調整型の行政指導とは言っても、紛争性が高いところに役所の職員が入っていくと職務の範囲を超えてしまう恐れがあるので、紛争性が一定程度高いものであれば公害審査会に申し立てる、というような「住み分け」を考えてはどうか、というのが、この市町村の研修会の一つの結論でした。

つまり、公害苦情を担当されている自治体でできる調整型の行政指導はしっかりしていただく一方で、紛争性が高い、被害が重大にもかかわらずなかなか調整できない、というような事案は公害審査会に申し出ていただくというような、振り分け、住み分けを考えていただければ、ということなんです。

また、自治体職員の皆様は、多くが3年ぐらいで異動されますので、新しく担当となった方は、具体的な紛争にどう対応していいか分からない、ということがあると思います。そういう方のためにもこの研修会は意義があるのかな、と思います。

驚いたのは、この研修会に、大阪府内の市町村の約86%が出席されたことです。当初は、半分も集まらないのではないかと予想していたんですが、非常に関心が高かったということにびっくりしました。また、私たちの具体的な事案の説明の後の質問も結構たくさんありました。

大阪府全体で、公害苦情相談件数は、毎年4,000件ぐらいあります(資料4-p2)。その中で、私自身、それ程ハードルが高くないと思っている公害審査会の調停の申請件数が、年間4件しかなかったということにして、それはやはり、自治体の担当者の方々が、この制度を知らないとか、調停というのはしっかりやってもらえないんじゃないか、と考えておられることも多いような気がしております。

そういうことで、始める前は、2年に1度の開催で良いんじゃないかと話していたんです

が、今年もまた開催することを検討しているところです。

どうもご清聴ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

○公害等調整委員会事務局（城戸総務課長）

福原会長、針原委員、ありがとうございました。ただいまの内容につきまして、質問などございますか。

今回お話のあった大阪府の市町村向けの研修会では、非常に参加率も高く、参加された市町村職員の方々から好意的な意見が多く寄せられているということでもございました。現在、多くの都道府県では、公害苦情担当者を対象として、こういった研修会、講習会等を実施していると思います。実施されていない都道府県におかれましても、本日の報告などを参考にさせていただいて、今後、実施を御検討いただければ幸いです。

第48回公害紛争処理連絡協議会

公害紛争処理制度 市町村研修会の報告

大阪府公害審査会委員 弁護士針原祥次

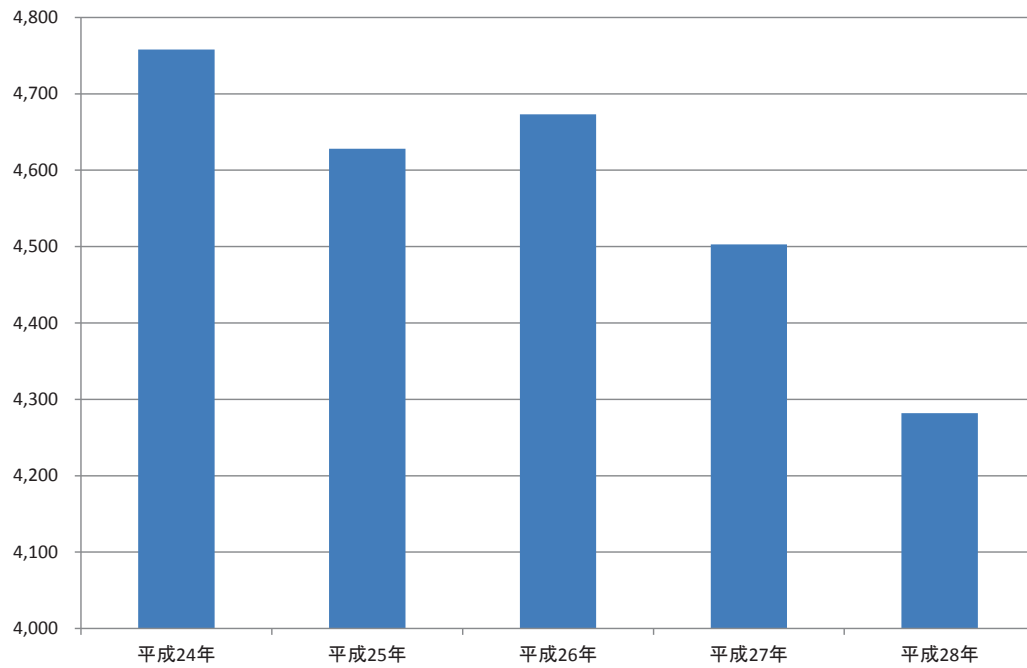
H30. 6. 7

研修の目的

- 市町村と公害審査会がより一層の連携を深めることで、府民が市町村窓口を通して公害紛争処理制度や調停等の仕組みを知り、より活用することにより公害被害の減少を目指す。

各年度中における公害苦情件数の推移

(件数)

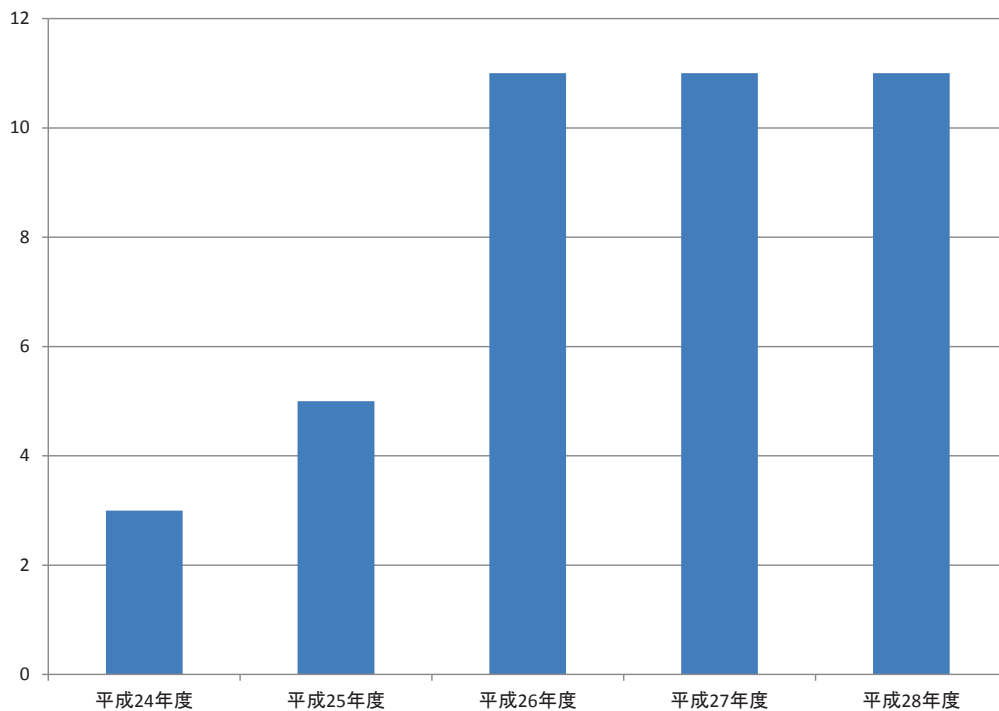


(公害等調整委員会調べ)

2

各年度中における調停取扱い件数の推移

(件数)



3

研修内容等

- ・大阪府による公害審査会の活動内容の説明や、総務省公害等調整委員会による裁定の手続きの紹介に加えて、公害審査会委員である弁護士3名がそれぞれ担当した実際の調停事案に基づき報告とアドバイスを行った。
- ・出席率は約86%（大阪府内43市町村のうち37市町村が出席）と高く、研修の必要性が分かった。
- ・研修により、行政間の連携や双方のレベルアップが期待される。



（研修の様子）



（弁護士による具体的事例の報告）

4

アンケート集計結果

（出席者 65名 うち回答者 54名）

1 公害苦情相談業務の経験について

①経験が無い	3
②3年未満	27
③5年未満	10
④5年以上	14
合計	54

「①経験がない」と「②3年未満」を合わせると全体の55.6%(30名)であり、半数以上が3年未満と経験が浅い。
一方、14名が「④5年以上」と回答しており、全体の25.9%を占める。

5

2 研修全般について

①大変参考となった	32
②参考となった	20
③参考とならなかった	0
④未回答	2
合計	54

約96%が「①大変参考になった」と「②参考になった」と回答

6

3 今後も公害紛争処理に関する研修があれば参加したいと思いますか。

①参加したい	52
②参加したくない	0
③どちらとも言えない	1
④未回答	1
合計	54

約96%が「参加したい」と回答

7

4 今後、公害紛争処理に関する研修で希望する内容

- ・今回のように具体的な事例を教えていただくと非常に助かる。
- ・具体的事案の件数を増やしてもらえると参考になる。
- ・各市町村間での意見交換会や具体的事例の個別検証等。
- ・命令等の発令の条件。
- ・具体的事案の紹介。
- ・具体的事例は非常に参考になる。
- ・具体的事案の報告。
- ・現在、自治体で対応に苦慮している事案について、公害審査会の委員の方々の意見を聞ける場があれば参加してみたい。
- ・今回は騒音がメインだったが、悪臭の事例も取り上げてほしい。
- ・公害審査会での申請に至るまでの経緯の事例。
- ・具体的事例の詳細。

(次ページへ)

8

4 今後、公害紛争処理に関する研修で希望される内容 ＜続き＞

- ・参考になる話を聞くことができた。今後もぜひとも開催して頂きたい。
- ・他にも様々な事例を知りたい。
- ・自治体(市町村)と公害審査会との関わり方。
- ・今後も実例の紹介をお願いします。
- ・悪臭苦情案件について。
- ・低周波音に関する対応。
- ・実際の事務手続についての研修。府の公害紛争処理の手引きを持っているがイメージがつかみにくいため。



具体的事例を希望する意見が多数

9

5 研修の感想や意見

- ・ 市民の問題は市が介入できないこともあるので、このような相談窓口や事例が広まってほしいと思った。
- ・ 苦情対応の事例を聴取できる機会が増えることが有意義。
- ・ 大変参考になった。
- ・ 大いに役立った。
- ・ 苦情対応のプロセス等参考になった。
- ・ 大変参考になった。ありがとうございました。
- ・ 委員会案内のパンフレットを市民配布用に市町村へ配布してほしい。
- ・ 公害審査会の制度内容や考え方、調停のメリットが知れたので、多くの市民に広めていきたい。
- ・ 時間が短かった。もっと時間をかけて詳しくしてほしい。

(次ページへ)

10

5 その他(研修の感想や意見)

< 続き >

- ・ 詳しく内容が分かりよかった。委員さんがこのように丁寧に事案を進めているのに驚いた。今後の参考にする。
- ・ 相談業務の中で公害審査会を紹介することがあるため、今回委員の方々が具体的にどのように調停を進めているか知ることができ、大変参考になった。また、調停の結果を行政立法に活かしてほしいというお話もその通りと思った。
- ・ 会長の話から、なんでも裁判に持っていけば良いと思っていたことを改心した。
- ・ ADRの有効性を実感した。
- ・ 当事者間が調停に出席されないことが件数の低下にあると思う。
- ・ そもそも、この制度の概要が知りたい。
- ・ 今後も具体的な事案の報告をお願いしたい。

11

6 まとめ

- 本研修の実施により、市町村職員の公害紛争処理制度への理解の増進を図ることができた。また、公害審査会の調停が身近に利用できる機関であることを説明し、調停が市町村窓口を通して住民により活用されるためのさらなる取組みについて要請した。
- 調停申請件数の大幅な増加にならないとしても、市町村担当者のスキルアップ(調整型の行政指導)につながると考えられる。
- 今後は、市町村と公害審査会がより一層の連携を深めるとともに、公害紛争処理における役割分担のあり方について検討していく必要がある(紛争性が高ければ公害審査会を利用してもらうなど)。

みなさんは、横浜市と聞くとどのようなイメージをお持ちでしょうか。おそらく、歴史的建造物と近代的なビル群が調和している華やかな港町を思い浮かべる方が多いかもしれません。ところが、臨海部を離れると丘陵地には緑が広がり、自然環境が残されている地域も数多くもあり、農業も盛んです。このような多様性を有することからか、「住みたいまち」として人気のあるまちのひとつです。



農地とランドマークタワー

高度成長期における都市化の拡大と急激な人口増加は、公害をはじめとする数多くの社会問題を生じさせました。本市でも工業化が進んだ沿岸部を中心に、大気汚染による横浜ぜんそく等の健康被害が発生しました。当時、まだ公害関係の法律の規定は緩く、公害発生源に対して自治体が規制・指導の権限を持たない中、緊急の対策が求められました。そこで1964年、本市では全国に先駆けて、大規模固定発生源の事業者との間で「環境保全協定」（当時は「公害防止協定」）を締結し、法令の規制より進んだ、自主的な公害防止・環境保全対策を求めるなど、いわゆる「横浜方式」と呼ばれる独自の方法で公害の克服に取り組んできました。

その後も市民や企業と協働し環境改善の取り組みを推進した結果、市内の常時監視測定局では、大気や水質などの環境基準をほぼ満足する水準までになりました。



ハマウイング（横浜市風力発電所）と横浜の空

一方、近年では、身近な生活環境に対する市民の関心が高いことに加え、工業や商業、農業を営む地域周辺での宅地化が進んだことなどから、地域ごとの公害苦情は増加傾向にあります。たとえば農地と住宅地が近接している地域では、野焼きに伴う大気汚染・悪臭苦情が、住宅が密集している地域では、建設や解体工事に伴う騒音・振動苦情が多く寄せられています。

大気・音環境課では、大気と騒音・振動に関する苦情の対応や、法律・条例等に基づいた事業者への規制指導を行っています。電話やメールによる苦情相談件数は年間2,500件近く寄せられ、現地に赴く調査は約1,000件に上ります。これらを15名の職員で対応しています。

公害苦情・相談の基本は丁寧かつ迅速に対応することです。当課では、受け付けた相談内容が当課の所管以外だった場合でも、適切な部署を紹介し、たらい回しを防ぐ「ワンストップ」を心がけるとともに、初動対応は「3日以内」を掲げ、迅速な現地調査を実施することで早期解決を目指しています。

最近では、相隣関係による生活騒音トラブルのような公害苦情以外の相談も多く寄せられています。まず話をよく聞いて市民の不安を和らげること、また、側面的な支援として、騒音計の貸出や生活騒音防止のためのリーフレットをお配りするなど、市民に寄り添った対応に努めています。

そのほかにも、野焼きパトロールによる啓発活動や、過去の苦情データから地域ごとの傾向を把握することで、地域特性に応じた対策を検討し、苦情発生の未然防止にも力を入れています。

今後も市民に寄り添った対応を行うことで、「住んでよかった」「住み続けたい」と思えるようなまちを実現するために、日々頑張っていきます。



建設中の新市庁舎

ネットワーク

がんばってまーす

3年目の現状

大分県大分市環境対策課主事

田邊 竜一



こんにちは。大分市環境対策課大気・騒音担当班の田邊と申します。今回は日々の苦情対応業務の中で感じていることを書かせていただきます。

大分市は、九州の東端、瀬戸内海の西端に位置し、人口約48万人の大分県の県都です。北部に別府湾を臨み、周辺部に山々が連なっており、市域の半分を森林が占める他、一級河川である大分川と大野川が南北に貫流するといった豊かな自然に恵まれています。また、高度経済成長期に新産業都市の指定を受け、鉄鋼、石油化学等、重化学工業を中心に発展を遂げ、その後はIT関連企業が進出する等様々な産業が集積しています。2019年にはラグビーワールドカップの試合が開催されること

が決定しており、今後のさらなる盛り上がりが見込まれているところです。

さて、公害苦情に関してですが、本課では大気・騒音に関するグループ10名と水質に関するグループ7名で公害苦情の担当をされており、野外焼却や廃棄物に関する苦情については他課で対応しています。平成29年度の公害苦情相談件数は345件となっており、種類別に見ると、悪臭に係る苦情が129件で最



臨海工業地帯（空撮）

も多く、次いで騒音、大気汚染となっています。内訳としては、野外焼却や建築・解体工事等による苦情が多くを占めています。本市における苦情の特徴としては、大規模工場の後背地が住居系・商業系地域になっていることから、臭気や粉じんに関する訴えを寄せられることが挙げられます。大規模工場とは公害防止協定を締結し、法規制より厳しい協定値等を設定しており、それらを遵守するよう指導しております。そういった経緯の中で、過去と比較した際には一定の改善はみられるものの、市民から厳しい言葉を頂戴することも少なくありません。

市に寄せられる苦情の多くは法的な問題はないものであり、状況に応じて他法令の所管部署と連携するなどして行政指導で対応しています。しかしながら、そういった指導にも限界がある中で、対応意志のない発生源への指導や行政の対応に納得せず何度も同じ訴えを繰り返す申立人への説明

に苦慮しています。特に申立人に匿名の意向が強い際や、申立人が事象に対して過敏になっている場合には、対応が長期化することも多いです。

公害苦情に関する業務に携わって今年で3年目になりますが、いまだに苦情の対応をする際は不安を感じていますし、対応後は「ああした方がよかったかな」といった反省することが多くあります。特に申立人や発生源に対する聞き取り方、説明の仕方に関しては、日々勉強という状況です。

私はどちらかというと他人に説明をするときに、自分が言わなければいけないことを伝えなければと考えがちタイプであり、上司から「話が一本調子になりがちである」「相手が何を求めているのか考えないといけない」「相手に合わせた臨機応変さを意識するように」といったアドバイスを受けることがあります。実際に私が対応した事例では、自分としては丁寧に聞き取りをしたつもりでも、申立人は聞き取り方がくどいと感じたため不快に感じ、私を対応から外すように要求されたこともあります。このように、苦情とひとことに言っても現場の状況やそれに関係する人の考え方は多種多様であり、同じような内容の苦情でも、ある申立人が対応や説明に納得しても別の申立人であれば納得しないであろうということは珍しくなく、臨機応変な対応が求められるため、自分の持っている引き出しを増やすよう努めているところです。

対応の際に特に私が意識していることは、関係者とは直接会って話をするということです。これは現地確認を立会のもと行うことで状況を共有するといった意味もありますが、直接会って話することで相手の考えも把握しやすく、またこちらの話も聞いてもらいやすいことが多いからです。これは何も申立人や発生源に対するだけではなく、事象に対する庁内外の関係部署に対する時も同様です。つつい電話で簡単に聞いてしまいがちですが、日ごろから顔を合わせておくことで、何かあった際の協力がスムーズにいきます。申立人が匿名の意向が強く会うことに消極的な場合やお互いのスケジュールが合わない場合等、必ずしも会えるケースばかりではありませんし、状況によっては会わない方が良いこともあるかと思いますが、基本的には顔の見えない相手と電話で話をするよりも、会って直接話をする方が解決は早いと感じています。

最後になりますが、対応の現場では申立人や発生源から不平不満をぶつけられてきつい思いをすることや、なかなか解決策が見いだせず悩むことも多いのですが、対応の結果生活環境が改善され、お褒めの言葉を頂戴することもあり、やりがいのある業務だと思います。また、公害苦情対応で必要とされるスキルは他の業務でも必要となるものであり、現在の研鑽が今後の行政職員としてキャリアに生きてくると考えて業務に取り組んでいます。

ネットワーク

がんばってまーす

公害相談の対応を通じて感じたこと

和歌山県和歌山市環境政策課主事

清水 勇輔



和歌山市は、人口約 36 万人、面積約 209km²の中核市です。紀伊半島の北西端に位置し、市域北部の緑豊かな和泉山脈を境として、大阪府に接しています。本市は多様な自然環境に恵まれており、北西部の加太・友ヶ島、南部の和歌浦・雑賀崎地区沿岸は瀬戸内海国立公園の一部に指定されているほか、和歌浦湾に形成される和歌浦干潟は、近畿最大規模のものとなっています。

また、本市の中心部に位置する虎伏山の西峰には、和歌山市のシンボル・徳川御三家の一つ紀州藩紀州徳川家の居城である和歌山城天守閣が建っています。旧国宝に指定されていた建物は昭和 20 年の空襲で焼失し、現在の天守閣は昭和 33 年に在りし日の姿に再建されたものですが、今年の 10 月に再建 60 周年という節目を迎えます。紀州徳川家の居城としての歴史や、復元された御橋廊下などはもちろん、敷地内には動物園やお茶室があり、おもてなし忍者が観光のお手伝いをしています。ぜひ一度お越しいただければと思います。



再建 60 周年を迎える和歌山城天守閣

城下町として栄えた本市では、江戸時代中期より綿織物が盛んに生産されるようになり、明治から大正時代にその関連産業である捺染会社、染色会社、化学会社が市内各地に多く生まれました。以前は、これらの産業からの公害に対する相談が中心でしたが、近年は工場・事業場周辺での宅地開発、住民のライフスタイルの変化等に伴って、住工混在に係る相談や、住民同士の近隣トラブルに係る相談が増加している傾向があります。

私は平成 28 年度に環境政策課に配属され、今年で 3 年目となります。主に公害対策を担当していますが、一口に公害対策といっても、水、大気、騒音、振動、悪臭などさまざまな分野に関する法令を取り扱うため、公害相談の内容についても多種多様で、対応に苦慮する日々です。

法的な規制がかからない事例も多く、行政がどこまで対応すべきか考えさせられる場面が多々あります。中には管轄から外れた内容の相談でも、まず本課に案内されることもあります。いず

れにしても、「本課では対応できません」とお伝えするだけでは納得は得られず、行政は何もしてくれないという印象を持たれてしまい、新たなトラブルに発展することもあります。申出人の意図をはかるため、まずは一度現場を確認するという対応を取ることも多くあります。

そういった現場第一の状況の中で私が感じたことを、過去の事例を紹介して述べます。

ある日、匿名で「近所の飲食店が溝に油を流しているので指導するように」という申出があったため、現場を調査したところ、飲食店前の溝の底に油が溜まっているのを確認しました。しかし、その飲食店は環境法令の規制がかかる事業場ではなく、現場で飲食店からの排水経路を確認したところ、油は飲食店の排出水が原因ではなく、グレーチングから直接溝へ流されたものであると思われました。そのため、本課からは申入れを行うに留まるのではないかと考えていました。

しかし、上司からのアドバイスもあり、環境法令以外の観点から申入れすることはないか確認したところ、下水道管理や廃棄物処理の観点から指導できる部署があり、ちょうど飲食店からの油の投棄という同様の事例について対応しているとのことで、情報共有することができました。

その後、再度本課が現場に出向き、飲食店に聞取りを実施したところ、飲食店側が油の投棄を認めため指導を行い、直ちに溝の清掃を実施するとの回答を得ることができました。

後日、3度目の現場調査を実施したところ、溝の油はすべて取り除かれていたため、本事例は解決となりました。

結果として、速やかに解決できたことは喜ばしいのですが、一方で、申出があった際、真っ先に下水道管理や廃棄物処理の観点に着目して適切に連携することができていれば、より迅速に解決できたのでは、と自分の知識不足を痛感する事例となりました。

人員削減の状況から、環境部局に限らず、行政職員はより効率的に業務を遂行することが求められています。多種多様な相談についても、環境法令のみで対処するのではなく、関係機関、庁内他部署と連携・協力して効率的に解決することを心掛ける必要があると思います。

そのためには、より広い分野の知識を取り入れることで市民の申出に対応する技術を向上させ、申出者の状況、心情に応じてより良い判断を選択できる力を養うことが大切ではないかと考えています。

最後になりましたが、今後とも、行政職員として可能な限り生活環境の保全に努め、安心・安全に暮らせるまちづくりに貢献できるよう精進したいと思います。



「明治 150 年」関連施策

明治の公害と公害紛争処理制度について

公害等調整委員会事務局総務課企画法規係

平成 30 年（2018 年）は、明治元年（1868 年）から起算して満 150 年に当たります。

「明治 150 年」関連施策の一環として、近代産業の発展に伴って発生した明治の公害の歴史を振り返るとともに、昭和 45 年（1970 年）に創設された公害紛争処理制度についてご紹介します。

1 明治の主な公害

日本の公害問題は、明治以降の急激な近代産業の発展に伴って拡大しました。栃木県の足尾銅山の鉱毒事件を始め、愛媛県の別子銅山や茨城県の日立鉱山における煙害、東京・大阪などの都市部では、工場立地による局地的大気汚染や水質汚濁などが発生しました。

（1）足尾銅山鉱毒事件

足尾銅山の発祥は古く、16世紀半ばの創業といわれ、江戸時代は幕府直轄銅山でした。その後、明治10年（1877年）に古河市兵衛が払下げを受けて経営を始め、古河鉱業（現古河機械金属）足尾銅山が発足しました。

足尾銅山の鉱毒事件は、田中正造による問題提起もあり、明治時代の公害事件との印象を持つ人も多と考えられますが、大正・昭和時代においても洪水に伴う鉱毒汚染は度々発生し、昭和48年（1973年）の閉山に至るまで、公害被害を発生させ下流の農業等に影響を及ぼしました。

まず、“公害の原点”と言われる足尾銅山の鉱毒事件について、その経緯の概要を年表でご紹介します。

年 号	事 項
明治11年(1878年)	渡良瀬川 [※] に洪水があり、魚の被害発生、川水につかると足の指がただれる人が増える。 (※栃木県と群馬県の境にある皇海山に源を發し、桐生市、足利市を通り、茨城県古河市で利根川に合流する、流路延長107.6km、流域面積2621km ² 、利根川水系最大の支川。)
明治13年(1880年)	栃木県令、渡良瀬川の魚を有害と警告、魚類捕獲禁止令を出す。

年 号	事 項
明治23年(1890年)	大洪水の発生により大規模な鉱毒被害発生、鉱毒反対の動きが表面化。
明治24年(1891年)	第2回帝国議会で田中正造、足尾鉱毒について質問。
明治30年(1897年)	東京鉱山監督署長、足尾鉱毒排除命令を出す。
明治34年(1901年)	田中正造、明治天皇に足尾銅山鉱毒事件について直訴。
明治35年(1902年)	政府、内閣に鉱毒調査委員会を設置。
明治38年(1905年)	政府、谷中村を買収し、渡良瀬遊水池を作る計画。
明治40年(1907年)	強制執行により谷中村の残存家屋を撤収。
大正15年(1926年)	被害農民359人、足尾銅山の移転を求める請願書を衆議院に提出。
昭和27年(1952年)	群馬県、銅対策として各種調査を開始。
昭和33年(1958年)	源五郎沢堆積場決壊、鉱泥が水田に流入、農作物に甚大な被害発生。 渡良瀬川鉱毒根絶期成同盟会結成。
昭和34年(1959年)	渡良瀬川、水質保全法による公共水域調査地域に指定。
昭和46年(1971年)	群馬県、毛里田地区の玄米にカドミウム1ppm以上を含む地点、10点 検出と発表、銅に加えてカドミウム汚染が問題となる。
昭和47年(1972年) 3月	渡良瀬川鉱毒根絶期成同盟会、中央公害審査委員会に損害賠償を求め る調停を昭和48年(1973年)6月まで第4次にわたって申請(昭和47 年(調)第8・9・14号事件及び昭和48年(調)第15号事件)。
昭和47年(1972年) 5月	「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づきカドミウムに係 る農用地土壌汚染対策地域を指定。
昭和49年(1974年) 5月	昭和47年(調)第8・9・14号事件及び昭和48年(調)第15号事件に ついて調停成立。
昭和49年(1974年) 9月	毛里田地区の農民34人が損害賠償を求める調停を申請(昭和51年8月 同地区の農民2人から参加の申立て)(昭和49年(調)第22号・昭和 51年(調)第32号事件)。
昭和51年(1976年)	古河鉱業(現古河金属機械)株式会社との間に公害防止協定を締結。
昭和55年(1980年)	農用地土壌汚染対策計画決定、公害防除特別土地改良事業開始。
平成16年(2004年)	渡良瀬遊水池関係地域、鉱区禁止地域に指定。

◆渡良瀬川沿岸における鉱毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件

(昭和47年(調)第8・9・14号事件及び昭和48年(調)第15号事件、昭和49年(調)第22号事件及び昭和51年(調)第32号事件)

○ 事件の概要

昭和47年(1972年)3月、当委員会の前身である中央公害審査委員会に調停事件として「渡良瀬川沿岸における鉱毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件」が申請されました。

本調停事件は、昭和47年(調)第8・9・14号事件及び昭和48年(調)第15号事件と、昭和49年(調)第22号事件及び昭和51年(調)第32号事件の2つの調停事件に大別され、いずれも、足尾銅山の鉱業権者古河鉱業株式会社を相手方(被申請人)として、渡良瀬川上流の被申請人会社が経営する栃木県足尾町所在の足尾事業所施設の廃棄物(鉱さい、スライム)等から浸出する銅その他の重金属が渡良瀬川に流入し、農業用水を媒介として、下流で農業を営む申請人らの水田に流入し、農作物に被害が生じたとして損害賠償を求めたものです。

○ 事件処理の経過及び結果

(1) 昭和47年(調)第8・9・14号事件及び昭和48年(調)第15号事件

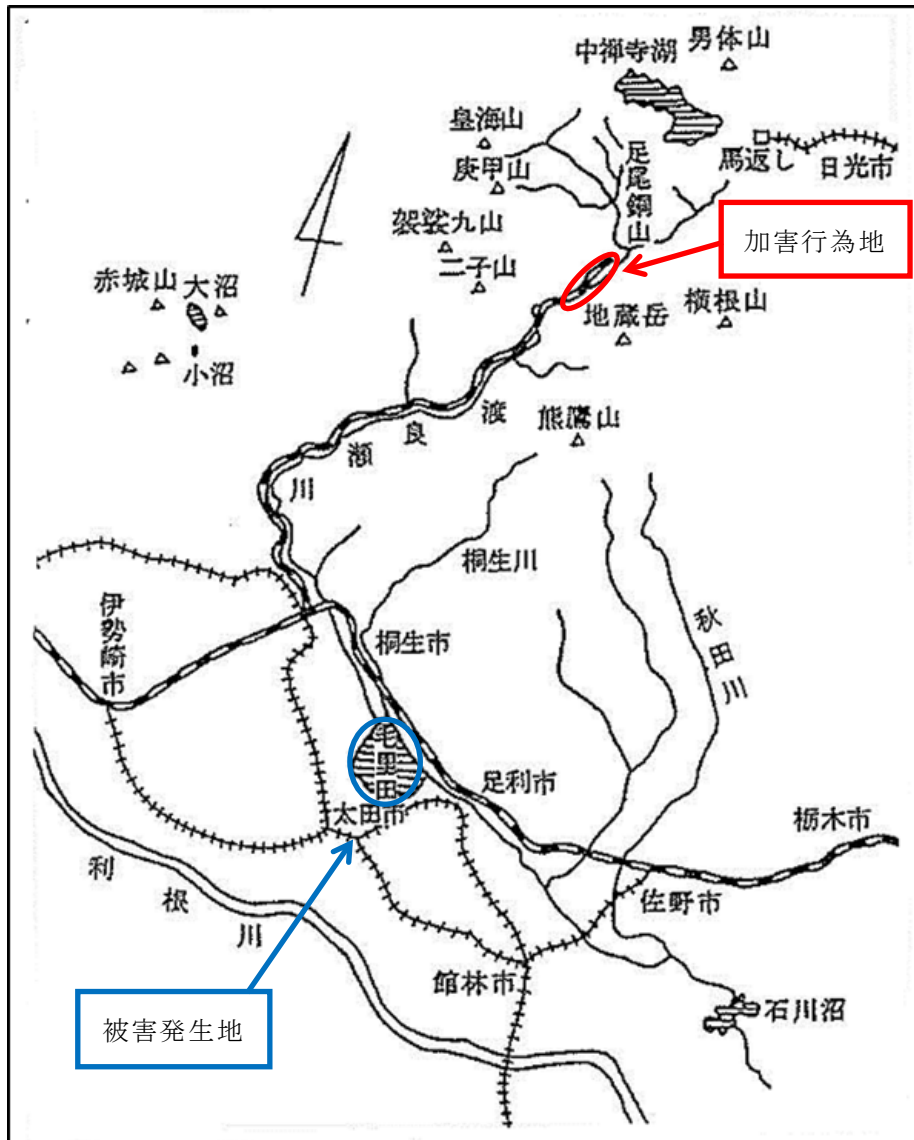
関係機関の協力を得て専門的調査を実施し、11回の調停期日の開催を経て、昭和49年(1974年)5月の第12回調停期日において、被申請人は、申請人らに対し、被申請人の排出した銅その他の重金属等に起因して申請人らに損害を生じたことを認め、損害賠償金15億5千万円を支払う等を内容とする調停が成立し、事件は終了しました。

(2) 昭和49年(調)第22号事件及び昭和51年(調)第32号事件

本件の申請人らは、前記(1)事件の申請人らと同じ地区の農民であり、前記(1)事件同様の損害賠償金の支払を求めたものです。

2回の調停期日を開催するとともに、現地調査や調停期日以外にも当事者双方から意見聴取するなど手続を進めたところ、昭和52年(1977年)12月、当事者双方の間で本件紛争を円満に解決するため、被申請人は、申請人らに対し、解決金として金390万円を支払う等を主な内容とする和解が成立し、同日、調停申請は取り下げられ、事件は終了しました。

渡良瀬川沿岸における鉍毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件関係図



○ 調停成立後の関係事案の経過等

(1) 公害防止協定の締結

昭和47年（調）第8・9・14号事件及び昭和48年（調）第15号事件の調停条項（以下「本調停条項」という。）において公害防止協定の締結に努めることとされていることを受け、昭和51年（1976年）7月古河鋳業株式会社と群馬県及び栃木県との間において、また同社と群馬県、桐生市及び太田市との間において、①坑廃水及び環境における水質の測定、②前記①の測定結果の県等への報告、③県等の公害担当職員の鋳山への立入調査の実施、④鋳山及びその周辺の緑化等環境美化、⑤公害防止協議会の設置等を内容とする公害防止協定が締結されました。

(2) 汚染農用地の対策

本調停条項において農用地土壌汚染対策計画の実施の早期実現を図ることが定められたことを受けて、昭和55年（1980年）、「渡良瀬川流域農用地土壌汚染対策計画」が決定され、当該公害防止事業に要する経費について、事業者である古河鋳業株式会社の費用負担計画が定められ、公害防除特別土地改良事業（特定有害物質（カドミウム・銅）によって汚染された農用地に対し排客土及び反転工並びに区画整理等を施工）が昭和55年（1980年）度から平成11年（1999年）度まで実施されました。

(3) その他の和解

当委員会で進めた調停の成立に続いて、古河鋳業株式会社を相手方として、桐生地区の被害者で結成した「桐生地区鋳毒対策委員会」は、自主交渉の結果、昭和50年（1975年）に被害補償金2億3500万円の支払で和解契約が成立し、また、葦川の被害者で結成した「太田市葦川地区鋳害根絶期成同盟会」も、51年（1976年）に被害補償金1億1000万円の支払で和解契約が成立しました。

(2) その他の明治時代の公害事件

足尾銅山と同様、鉱山開発により明治時代に発生した公害である、別子銅山と日立鉱山からの煤煙による公害被害の概要についてご紹介します。

○ 愛媛県別子銅山における煙害

明治26年(1893年)、愛媛県新居浜で別子銅山からの銅精錬排ガスによると思われる大規模な水稻被害が発生し、4村(新居浜、金子、庄内、新須賀)農民代表が愛媛県に被害を訴え精錬所に損害賠償を要求しました。煙害の事実について結論が得られず補償問題は延期され、農民と精錬所との間で紛争が勃発しました。

精錬所経営者である住友鉱業は関係官庁と学識経験者の意見を聞き、明治37年(1904年)に新居浜沖合約18kmの無人島「四阪島」に精錬所を移転しました。しかし、操業開始後から瀬戸内海の気流により愛媛県越智、周桑、新居、宇摩4郡で麦・稲作に被害をもたらす煙害が発生し、その後、農民と精錬所の間で賠償金支払、産銅量制限を含む厳しい協定が結ばれました。

(出典：環境再生保全機構 ERCA(エルカ) HP (https://www.erca.go.jp/yobou/taiki/rekishi/01_01.html) を編集して作成)

○ 日立鉱山における煙害

明治40年(1907年)3月、茨城県日立鉱山北側に位置する三集落で栽培されている蕎麦に激しい被害が発生しました。当時栽培されていた農作物では夏蕎麦が最も感受性が高いとされていました。被害反別は三反六畝十五歩(約36a)、補償金額は18円3銭3厘とのことです。秋蕎麦にも被害が更に大きく発生し、被害反別は約一町八反(1.8ha)に及び補償金額は70円を超えました。そのほか、松、栗等の山林被害が確認され、98haの栽培面積にある直径約40cm(三寸)以上の5,300本につき、樹木価格の4割(約780円)を補償しています。

翌年には被害は更に拡大し、農作物は蕎麦に加えて大麦、小麦、大豆、粟及び稗(ヒエ)に、山林は松、栗に加えて杉、櫟(クヌギ)、雑木林等の立木に及びました。そして、明治41年(1908年)10月には地元住民と日立鉱山鉱業人との間には煙害の植物被害の補償について9条に及ぶ契約書が交わされています。

日立鉱山は、煙害処理の過程で、当初低い煙突から強制排気する拡散方式を採用しましたが効果がなく、周辺地域への大気汚染被害補償額が著しく高くなる結果となったため、気球を使った高層気象観測を行い、高煙突が排煙の希釈には効果的なことを確認し、大正3年(1914年)に標高325mの山上に高さ156mの大煙突を立て大気汚染の拡散を行っています。

(出典：環境再生保全機構 ERCA(エルカ) HP (https://www.erca.go.jp/yobou/taiki/rekishi/01_02.html) を編集して作成)

2 公害紛争処理制度創設の歴史

(1) 公害問題の深刻化

日本における公害の歴史は古く、前述のとおり明治時代から鉱山開発に伴う公害が発生するなど、社会的にも一定の関心が寄せられていましたが、公害が広く社会全般の問題として捉えられ、その解決が国民的課題とされたのは、昭和30年代後半、日本経済の高度経済成長期を迎えた段階でした。

産業構造の重化学工業化が急速に進行し、鉱工業生産、エネルギー消費が急増するとともに、諸原材料の多様化も進み、工場からの排出物が著しく増大し、大気汚染、水質汚濁等の問題が顕在化しました。さらに、人口の都市集中、消費生活の多様化、高度化を招来し、家庭排水、交通公害、建築公害等の都市問題をも誘発することとなりました。特にこの間発生した、水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく等では、被害者の被った被害は極めて悲惨であり、かつ、原因物質が長期にわたり排出され、その集積により深刻な環境破壊を生じさせたことから発生したものであり、これらの公害被害の発生は、公害問題の社会的重要性を認識させることとなりました。

(2) 公害対策基本法の制定

昭和40年代に至って、公害問題はますます多様化、深刻化する一方であり、国としても、応急的な発生源対策のみでなく、より抜本的に予防措置を中心とした計画的かつ総合的な施策を講じ、公害対策推進の基本原則を明定する必要性が大きくなりました。

昭和40年（1965年）、第48回国会において、公害対策基本法の制定について議論が行われるようになり、同年9月、厚生大臣の諮問機関として公害審査会が設置されました。同審査会は、昭和41年（1966年）10月、公害問題について政府の採るべき基本的施策の方向を示す答申を行いました。答申には“公害基本法とも称すべき法制の制定が必要”との考えが明記されました。

公害審査会の答申を踏まえ、政府で検討が行われ、昭和42年（1967年）5月、第55回国会に「公害対策基本法案」が提出され、同年7月、自民、社会、公明、民社の4党共同提出による修正が加えられた上で、衆・参両議院で可決されました。この修正には、救済制度として公害に係る紛争の処理制度確立の必要性が明示されました。この修正の背景としては、公害問題における、因果関係の究明の難しさに伴う訴訟費用の負担の問題などがありました。

(3) 公害紛争処理法の制定

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第21条第1項「政府は、公害に係る紛争が生じた場合における和解の仲介^{*}、調停等の紛争処理制度を確立するため、必要な措置を講じなければならない。」との規定を踏まえ、公害紛争処理制度確立に向け、立法化の準備に着手しました。（※現在のあっせんをいう。）

昭和43年（1968年）3月、総理府に設置された中央公害対策審議会において、「公害に係る紛争の処理及び被害の救済の制度」について審議することが決定され、同年10月、同審議会は内閣総理大臣あて意見具申を行いました。その意見は、「行政の分野において、適正にして実効性のある統一的な紛争処理制度を設ける必要があるとする。その具体的内容としては、まず、地方公共団体の苦情処理体制の整備充実を図るべきであり、次に、苦情処理によって解決できない紛争を処理するため、都道府県及び国にそれぞれ紛争処理機関を設ける。」としています。

昭和44年（1969年）3月、第61回国会に「公害紛争処理法案」が提出され、実質審議をほぼ終えるも廃案となり、同年11月召集の第62回国会に、第61回国会における修正点を織り込んで再提出されましたが、衆議院解散により再び廃案となってしまいました。このように2度にわたって、廃案を余儀なくされましたが、昭和45年（1970年）2月、第63回国会に、第62回国会に提案したものと同一内容の「公害紛争処理法案」が提出され、衆議院委員会審議で一部修正を受けた後、衆・参両議院で可決され、公害紛争処理法（昭和45年6月1日法律第108号）として、同年5月に成立し、同年11月1日から施行されることとなりました。

(4) 裁定制度の導入、公害等調整委員会設置法の制定

昭和45年（1970年）11月の中央公害審査委員会の発足後、公害問題が一層複雑化、深刻化し、昭和46年（1971年）、47年（1972年）頃になると、公害紛争処理制度を充実、強化するため、従前から議論の対象とされていた裁定制度の導入について検討が重ねられました。

その結果、行政委員会である公害等調整委員会の設置と裁定制度の導入を内容とする公害紛争処理法の一部改正を盛り込んだ「公害等調整委員会設置法案」が昭和47年（1972年）2月、第68回国会に提出され、公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）として、同年5月に成立し、同年7月1日から施行されることになりました。裁定に関する部分は、昭和47年政令第344号により、同年9月30日から適用されることになりました。

（５）最近の動向について

制度発足当初には、今回紹介した足尾銅山の鉍毒事件を始め、水俣病事件のような人の健康、財産に重大な被害を及ぼした「産業型」公害に関わる事件が多くみられました。しかし、公害規制法令の着実な実施や公害紛争処理・公害苦情処理を始めとした救済制度の充実により、大規模な公害は徐々に姿を消し、平成５年（1993年）には環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築などの基本理念を持つ環境基本法（平成５年法律第91号）が施行されたことに伴い、公害対策基本法は廃止されました。

近年は、都市化の進展や環境に対する意識の高まりなどを背景として、良好な生活環境の保全を求めて、近隣騒音などに関する「都市型・生活環境型」公害が問題になるなど、公害紛争事件の態様は多様化してきています。こうした公害の傾向の変容も踏まえつつ、時代に即した公害紛争処理制度を検討・運用していくことが、今後の課題となっています。

平成 29 年度公害等調整委員会年次報告

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会設置法第 17 条の規定に基づき、平成 30 年 6 月 8 日、公害等調整委員会は平成 29 年度の所掌事務の処理状況を国会に報告しました。

その概要をご紹介します。

なお、本年度からは話題性が高いテーマについて、TOPIC として巻頭で特集をしております（本年度のテーマは「公害紛争処理における調停機能の活用」）。

詳細については、下記 URL から御覧ください。

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji/H29nend_menu.html

平成29年度公害等調整委員会年次報告 概要

TOPIC 公害紛争処理における調停機能の活用

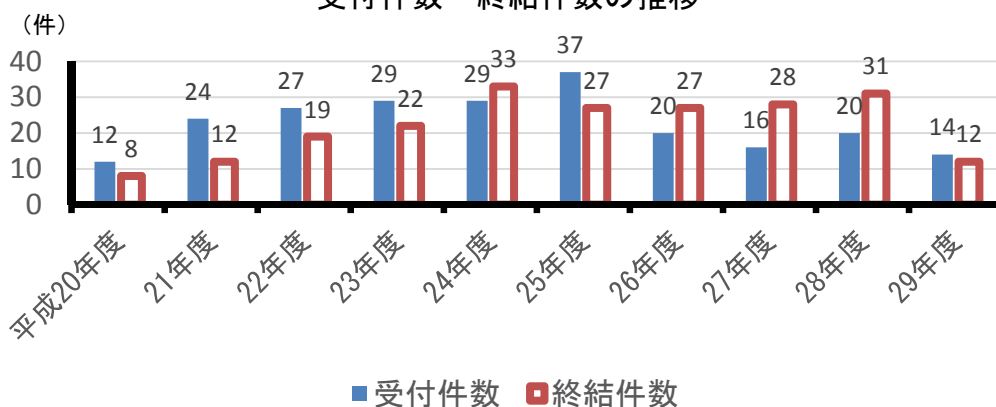
公害等調整委員会における調停の活用事例を紹介

- 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件
平成29年3月までに廃棄物等を搬出
- 低周波音に関する公害紛争事件
都市型・生活環境型公害における職権調停の活用

公害紛争の処理状況

平成29年度	【係属】	35件	【受付】	14件	【終結】	12件
うち裁定事件	【係属】	32件	【受付】	12件	【終結】	11件

公害等調整委員会における公害紛争事件の
受付件数・終結件数の推移



主な事件① 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

- 【申請人】：東京国際空港近隣において事業を営む法人5社
 - 【被申請人】：国土交通大臣
 - 【申請理由】：空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じるため
 - 【調停を求める事項】：空港A滑走路を、一切の航空機の北側方向からの着陸に供用しないことなど
- ⇒ 調停委員会を設け、6回の調停期日を開催するなど手続中

平成29年度公害等調整委員会年次報告 概要

主な事件② 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件

【申請人】 : 養鯉場を経営する法人1社

【被申請人】 : 栗東市

【申請理由】 : 申請人が操業する養鯉場で生じた錦鯉の大量死は、養鯉場の取水口上流の林道工事で使用された土質改良材によるものであるという因果関係の判断を求めため

【裁定をを求める事項】 : 上記因果関係の判断

⇒ 裁定委員会を設けて手続中

近年の特徴

- ① 騒音をめぐる事件の増加
平成29年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の占める割合は約7割
- ② 調停事件から裁定事件への変化
平成29年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は約9割
- ③ 小規模事件の増加
都市型・生活環境型紛争の増加に伴い、比較的小規模な事件が多い傾向
- ④ 原因裁定嘱託事件の増加
平成29年度には、受訴裁判所からの嘱託を3件受付（過去最多）

土地利用の調整の処理状況

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定申請事件
平成29年度 【係属】 5件 【受付】 2件 【終結】 1件
- ② 土地収用等に係る審査請求に関する国土交通大臣からの意見照会
平成29年度 【係属】 30件 【受付】 3件 【終結】 5件

TOPIC 公害紛争処理における調停機能の活用

公害等調整委員会では、損害賠償責任の有無や加害行為と被害との間の因果関係の存否について法律判断を行う「裁定」を多く扱っていますが、委員が第三者として当事者の話し合いを精力的に調整し、双方の互譲によって紛争を解決する「調停」も公害紛争の迅速・適正な解決に大きな役割を果たしています。調停には、紛争の実情に応じた柔軟な解決が図られるだけでなく、手続を通じて両当事者の相互理解が深まり、円満な紛争解決につながるという利点もあります。発覚当時大きな社会問題となり、調停により解決を図った事件が平成 29 年 3 月、一つの節目を迎えました。

○ 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件

平成 5 年 11 月 11 日、香川県小豆郡土庄町豊島の住民 438 人から、香川県、事業者等を相手方（被申請人）として、共同して産業廃棄物の不法投棄がされた処分地の一切の産業廃棄物を撤去すること及び連帯して各申請人に金 50 万円を支払うことを求める調停の申請がありました（県際事件のため、公害等調整委員会が管轄しました）。

産業廃棄物の不法投棄を行った事業者が事実上廃業している状況下で、香川県が本調停の主な相手方となり、6 年以上に及ぶ話し合いを経て、香川県と申請人との間で、廃棄物及び汚染土壌を平成 28 年度末までに搬出すること、地下水等を浄化すること等が合意され、12 年 6 月 6 日に調停が成立しました。その後、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）に基づき、香川県が「豊島廃棄物等の処理にかかる実施計画」を定めてその実施主体となり、廃棄物等の撤去が始まりました。

調停条項で定められた期限を目前にした平成 29 年 3 月 28 日、約 91 万トンに及ぶ廃棄物等の搬出が完了し、同年 6 月 12 日に直島における処理も終了しました（28 年度末までの香川県による処理事業費用の総額は約 725 億円）。

本調停では、調停成立に向け、専門委員の活用、職権調査等、公害紛争処理制度の利点が最大限にいかされるとともに、当委員会は、調停成立後も住民（申請人）側及び香川県側から成る「豊島廃棄物処理協議会」等への職員の派遣等を通じ、調停条項に基づく措置の実施状況を確認してきました。今後は、関連施設の撤去と地下水等の浄化対策、搬出完了後に発見された廃棄物等の処理といった課題が残されているところですが、今後とも、調停の過程で築かれた住民と香川県との信頼関係を基礎として、両者の協力によって課題が解決され、一刻も早く豊島が元の美しい自然の姿を取り戻すことが期待されます。

【事件年表】

平成 5 年 11 月	豊島住民から香川県、事業者等に対し調停を求める申請
平成 6 年 3 月	第 1 回調停期日（終結までに 37 回開催）
平成 6 年 12 月	公害等調整委員会による処分地の実態調査開始
平成 9 年 7 月	豊島住民と香川県との中間合意が成立
平成 12 年 6 月	豊島住民と香川県との調停が成立 ※19 の排出事業者との調停も順次成立 （総額約 3.8 億円の解決金支払）
平成 15 年 4 月	豊島から直島への廃棄物等の搬出を開始
平成 29 年 3 月	豊島から直島への廃棄物等の搬出が完了

【現在の豊島】 写真提供：香川県



事件の詳細については、http://www.soumu.go.jp/main_content/000126327.pdf を御覧ください。

調停については、裁定の過程で両当事者間の合意による解決が可能と見込まれる場合において、職権で調停手続に移行するという形でも行われています（職権調停）。産業型公害から都市型・生活環境型公害へと公害の特徴が変化する中で、近隣で生活する当事者双方の関係性を背景に、円満・迅速な解決及び当事者の合意に基づく柔軟な解決が実現する職権調停が効果的に活用されています。

○ 低周波音に関する公害紛争事件

近年、低周波音^{※1}に関する被害の申出が増加しています。平成13年10月23日に申請された、空調室外機等から発生する低周波音を含む騒音について防音対策等を求めた「清瀬・新座低周波騒音被害等調停申請事件」を端緒として、特に21年度以降、毎年公害等調整委員会において、裁定を主とする低周波音に関する公害紛争事件の申請を受け付けています^{※2}。

裁定事件係属後は、当事者の主張立証について検討を重ね、裁定委員会が必要と認めた場合には、低周波音の大きさ（音圧）の測定、当事者の体感と音源となる機器の稼働状況とを照合する体感調査等を行い、専門委員の専門的・技術的知見を活用するなどして、解決に向けて必要な論点整理を行います。

裁定に当たっては、こうした調査の結果も踏まえて判断がなされますが、発生した低周波音の音圧等の状況が明らかになることで、両当事者が互譲の姿勢を示し、職権調停が成立する事件もあります。職権調停により、当初の裁定申請事項では検討されていなかった内容（防音対策や音源機器の移設等）を調停条項に盛り込むなど、当事者の合意を尊重した柔軟な解決が図られ、公害紛争解決に大いに貢献しています。

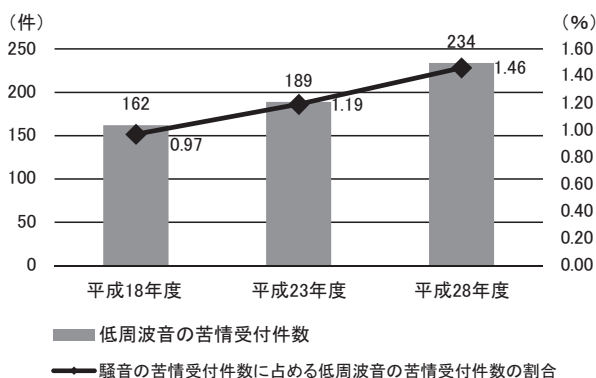
※1 我が国ではおおむね1～100Hzの音を低周波音といます。可聴音に加え、一般に人が聴くことができない20Hz以下の超低周波音を含みます。

※2 調停事件については、いわゆる重大事件・広域処理事件・県際事件を除き、都道府県公害審査会等が管轄するため、公害等調整委員会では近年主に裁定事件を処理しています。

【測定の様子（イメージ）】



【低周波音に関する公害苦情受付件数の推移】



出典：公害等調整委員会公害苦情調査

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況（平成30年4月～6月）

平成30年4月～6月の審問期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
5月22日	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 第1回審問期日	高 知
6月18日	埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件 第2回審問期日	東 京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成30年4月～6月）

受付事件の概要

横浜市における漏電・振動による健康被害原因裁定申請事件

（平成30年（ゲ）第3号）平成30年4月10日受付

本件は、被申請人宅の太陽光発電付ヒートポンプ給湯器が移設される前につながっていたコンセントの先の入った接続箱からの漏電により、申請人に、頭の痛み・しびれ、息苦しさ等の健康被害が、漏電と同時に発生する空気振動により耳鳴りの健康被害が、それぞれ発生している、との原因裁定を求めるものです。

文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

（平成30年（ゲ）第4号）平成30年5月14日受付

本件は、申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害は、被申請人がグラウンドに散布した砂から粉じんを発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

（平成30年（ゲ）第5号事件）平成30年5月17日受付

本件は、申請人らに生じている頭痛、めまい、湿しん等の健康被害は、農業協同組合（被申請人）が操業する堆肥製造施設から、粉碎した牛ふん・鶏ふん及び霧状にした堆肥

促進剤を申請人ら宅まで浮遊させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件

(平成30年(セ)第2号事件) 平成30年5月30日受付

本件は、養豚業を営む申請人らが、その養豚場の土地に衛生組合(関係3市により組織される一般廃棄物処理業者衛生組合=被申請人)によって焼却残さ及び不燃性破砕残さ(以下、「本件廃棄物」という。)が埋め立てられていたことが判明し、本件廃棄物から環境基準を大幅に超過するダイオキシン類が検出されたとして、被申請人に対し、本件廃棄物を排除するために必要な費用及び地下水の水質検査費用等の一部である損害賠償金2000万円の支払を求めるものです。

大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(平成30年(ゲ)第6号事件) 平成30年6月13日受付

本件は、申請人らに生じた眼や喉の痛み、咳、肺の異常、シックハウス症候群等の健康被害は、被申請人が印刷工房から化学物質を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

終結事件の概要

和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成28年(セ)第2号事件)

1 事件の概要

平成28年8月1日、和歌山県和歌山市の住民4人から、火力発電会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人Aは、被申請人の発電設備の建設工事及び稼働による騒音、振動及び低周波音により精神的苦痛を被るとともに、建物のひび割れが生じ、その余の申請人らは、被申請人の発電設備の建設工事及び稼働による騒音により、精神的苦痛等を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計2986万円等の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、和歌山県知事に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、発電設備から発生する騒音・低周波音・振動と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査や申請人本人尋問を実施

するなど、手続を進めた結果、平成30年5月28日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

横浜市における漏電・振動による健康被害原因裁定申請事件

(平成30年(ゲ)第3号)

1 事件の概要

平成30年4月10日、神奈川県横浜市の住民1人から、隣人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人宅の太陽光発電付ヒートポンプ給湯器が移設される前につながっていたコンセントの先の入った接続箱からの漏電により、申請人に、頭の痛み・しびれ、息苦しさ等の健康被害が、漏電と同時に発生する空気振動により耳鳴りの健康被害が、それぞれ発生している、との原因裁定を求めるものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定を平成30年5月28日付けで行い、本事件は終結しました。

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成30年4月～6月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
宮城県 平成30年(調)第2号事件	自動車整備工場からの騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	30.4.23
秋田県 平成30年(調)第1号事件	使用済タイヤ等回収業者からの騒音・振動等被害防止請求事件	30.5.18
栃木県 平成30年(調)第1号事件	工場解体工事による振動等被害損害賠償等請求事件	30.5.14
千葉県 平成30年(調)第2号事件	非鉄金属製造工場からの騒音・振動被害防止請求事件	30.4.23
東京都 平成30年(調)第2号事件	J R 線鉄道騒音防止請求事件	30.6.29
滋賀県 平成30年(調)第1号事件	工場からの騒音被害防止請求事件	30.4.20
京都府 平成30年(調)第1号事件	事務所兼資材置場からの騒音被害防止請求事件	30.5.21
大阪府 平成30年(調)第3号事件	金属加工工場からの悪臭被害防止請求事件	30.4.13
大阪府 平成30年(調)第4号事件	保育園騒音問題承諾請求事件	30.5.25
大阪府 平成30年(調)第5号事件	給湯機騒音振動等被害防止請求事件	30.6.19
大阪府 平成30年(調)第6号事件	鉄工所騒音等被害防止請求事件	30.6.25
広島県 平成30年(調)第1号事件	自動車解体工場からの騒音・振動被害防止請求事件	30.4.13
広島県 平成30年(調)第2号事件	自動車プレス金型製作所からの騒音・振動被害防止請求事件	30.5.18

事件の表示	事 件 名	受付年月日
福岡県 平成30年(調)第1号事件	水道管布設替工事により発生した振動による家屋等への損害賠償請求事件	30.6.25

2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
宮城県 平成30年(調) 第1号事件 [コインランドリーからの低周波音被害防止請求事件]	宮城県 住民2人	コインランドリー等経営会社	平成30年1月9日受付 申請人らは、平成29年8月頃から、被申請人の経営する大型コインランドリーからのうなり声のような低い音に悩まされるようになり、頭痛や不眠症の症状によって苦しんでいる。よって、被申請人は、被申請人が経営する大型コインランドリーのヒートポンプの設置場所を変更する方法により、申請人ら居宅内における低周波測定値が参照値より低い数値となるような措置をとること。	平成30年4月24日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
群馬県 平成29年(調) 第1号事件 [護岸工事による騒音被害防止及び損害賠償請求事件]	群馬県 住民1人	建設会社 2社	平成29年12月18日受付 護岸工事により発生する音により、めまい、耳鳴り、頭痛、心臓に影響があり、また、一日中騒音がするため、認知症の母親の症状が悪化した。よって、被申請人らは、(1)静かに作業を行うこと。対策として、①砂利を持ってきたときに、静かに下ろすこと、②近隣住民に対して耳栓を配布し、防音幕を設置すること、③キャタピラーの音が静かな移動式クレーン車を使うこと、④作業員は静かな声で連絡を取ること、⑤移動式クレーン車の作業は、複数が同時に行わないようにすること、(2)治療費、精神的慰謝料、弁護士相談料等として、10万円を支払うこと。	平成30年4月5日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
埼玉県 平成30年(調) 第1号事件 [校舎増築による騒音・振動・悪臭等のおそれ公害防止請求事件]	埼玉県 住民2人	市(代表者市長)	平成30年2月14日受付 申請人は、被申請人が進めようとしている事業内容・計画によっては、騒音、振動、臭気等により、日常の平穏な生活が侵害されるおそれがある。よって、被申請人は、(1)申請人の通常の平穏な生活環境を保全するため、現校舎北側に増築が予定されている校舎の建物(以下「本件建物」という。)に関し、次の3点について騒音規制法、振動規制法、埼玉県環境保全条例及び市生活環境保全に関する条例等(以下「環境保全法令」という。)を遵守しなければならない。 ①本件建物が環境保全法令に適合していること、②本件建物の建築工事を環境保全法令に適合して進めること、③本件建物が竣工した後の運用において環境保全法令に適合するよう運用すること、(2)被申請人は、環境保全法令を遵守しない限り、本件建物を建築し、かつ本件建物を運用してはならない。	平成30年6月28日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 平成28年(調) 第2号事件 [保育所からの騒音低減請求事件]	東京都 住民1人	社会福祉法人	平成28年6月3日受付 申請人は、保育所からの騒音により、生活に支障が生じている。よって、被申請人は、①被申請人が運営する保育所からの騒音を低減すること、②園庭での園児の運動について騒音を減らすように、防音壁の設置等、具体的な対策を行うこと。	平成30年6月27日 調停成立 調停委員会は、13回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
広島県 平成29年(調) 第1号事件 [請求事件] 自動車部品製造 工場からの騒音 被害防止及び損 害賠償請求事件	広島県 住民5人	自動車部 品製造工 場	平成29年9月5日受付 被申請人は、自動車部品製造工場を営んでおり、申請人は、そこから発生する騒音の被害を受けている。よって、被申請人は、①第一種住居地域での良好な生活環境を保証するために、騒音レベルを精神的な苦痛を与えない範囲に留めること、②土曜・日曜・祝日は休業とし、操業は平日の朝8時30分から17時までとすること、③慰謝料として、一人あたり50万円支払うこと。	平成30年5月17日 調定成立 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた後、受諾勧告を行った結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として平成30年4月1日から平成30年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

公害紛争処理関係及び 公害苦情相談員等ブロック会議の開催

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、平成 30 年 10 月下旬から 11 月下旬にかけて、全国を 6 ブロックに分けて、「第 49 回公害紛争処理関係ブロック会議」及び「第 43 回公害苦情相談員等ブロック会議」を開催します。

「公害紛争処理関係ブロック会議」は、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、各都道府県における公害紛争の動向等について情報交換を行うもので、公害紛争処理事務の円滑な実施を目的としています。また「公害苦情相談員等ブロック会議」は、原則として人口 10 万人以上の市及び特別区の公害苦情相談担当者を対象に、公害苦情相談の動向等について情報交換を行うもので、公害苦情相談の適切な処理の促進を目的としています。

本年度のブロック会議は、開催県及び市のご協力を得て、各ブロックの事情に即した特色ある会議となるよう、議事内容の検討等を進めてきたところです。下記表の日程にて開催予定ですので、皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

また、人口 10 万人未満の市で本会議への出席を希望される場合には、8 月末までに当委員会事務局までお問い合わせください。

なお、来年度のブロック会議開催予定府県及び市については、下記表のとおりです。来年度会議へのご参加についてもご検討いただけますよう、どうぞよろしくお願いたします。

ブロック名	本年度				来年度	
	第 49 回公害紛争処理関係 ブロック会議 (都道府県)		第 43 回公害苦情相談員等 ブロック会議 (市・特別区)		第 50 回公害紛争処理関係 第 44 回公害苦情相談員等 ブロック会議	
	開催道県	日程	開催市	日程	開催県	開催市
北海道・東北	福島県	11/20(火)	福島市	11/20(火)	山形県	山形市
関東・甲信越・ 静岡	神奈川県	10/25(木)	横浜市	10/25(木)～26(金)	山梨県	甲府市
東海・北陸	愛知県	10/26(金)	名古屋市	10/26(金)	富山県	富山市
近 畿	和歌山県	10/31(水)	和歌山市	10/31(水)	大阪府	大阪市
中国・四国	広島県	11/15(木)	広島市	11/15(木)～16(金)	高知県	高知市
九州・沖縄	福岡県	11/8(木)	福岡市	11/8(木)	長崎県	長崎市

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に伴う被害なども

公害紛争処理の対象となります。

紛争を解決するには、まずは相談を。



公害紛争処理制度に関する相談窓口

こうちょうい

公調委 公害相談ダイヤル



03-3581-9959

月～金曜日 10:00～18:00

(祝日及び12月29日～1月3日は除く。)

FAX : 03-3581-9488

E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※ 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

第94号 平成30年8月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先：総務課広報担当

TEL : 03-3581-9601 (内線 2315, 2347)

FAX : 03-3581-9488

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>



詳しくはこちらへ →

公害等調整委員会

検索